

研修・集会等開催における新型コロナウイルス感染症等予防のガイドライン

規程第34号

〈制定〉令和2年10月5日制定

(基本方針)

- 第1条 新型コロナウイルス感染症を正しく理解し、「3つの密（密閉・密集・密接）を回避しソーシャルディスタンスを保つ」「マスク着用」「手指消毒、手洗いの徹底」を行い「感染しない・感染させない」予防対策を講じ研修・集会等を開催する。
- 2 1項を踏まえた上で人命の尊重を優先し、感染を防止する対応を図りながら研修・集会等を計画し、会員の学び、つながりの機会を確保することを目指す。
- 3 研修及び集会等の開催の可否、延期は、「緊急事態宣言」の発出、千葉県内の新型コロナウイルス感染症の感染状況等を踏まえ、委員会において開催の可否、延期について協議し、最終決議は三役会議または理事会において決定する。
- 4 開催の有無または延期の連絡については、三役または理事会において協議後、速やかにホームページへ掲載若しくは書面にて受講生・関係者等に通知する。

(会場及び講師、委員の新型コロナウイルス感染症等予防対策)

- 第2条 研修及び集会等の開催にあたっては、新型コロナウイルス感染予防対策を取り運営する。
- \*別紙1「研修・集会等開催における新型コロナウイルス感染症予防対策」(運営用)

(受講生の新型コロナウイルス感染症等予防対策)

- 第3条 研修及び集会等の参加にあたっては、新型コロナウイルス感染予防対策を取り参加する。
- \*別紙2「研修・集会等開催における新型コロナウイルス感染症予防対策」(受講生等用)
- \*別紙3「セルフチェック表」

(受講生等の感染が判明した場合)

- 第4条 本会が運営する研修及び集会等において、受講生等の感染が判明した場合、事務局に報告する。
- 2 事務局は、直ちに会長及び事務局長に報告し、保健所、会場管理会社他に連絡・報告し指示を仰ぐ。

(改廃)

- 第5条 このガイドラインを改廃するときは、理事会の承認を得なければならない。

## 感染症予防ガイドライン規程制定（2020年10月5日）

### 附則

本ガイドライン（及び別紙1から3）は、令和2年10月5日から施行する

#### （参考）

日本社会福祉士会「新型コロナウイルス等感染症対策のための集合形式による研修及び会議等開催におけるガイドライン」（令和2年9月25日）

### 本ガイドラインの位置づけ

本ガイドラインは、千葉県社会福祉士会研修委員会が研修・集会等開催における新型コロナウイルス感染症等予防対策として遵守すべき事項を、基本方針、会場及び講師・委員、受講生、受講生等の感染が判明した場合に整理し、今後の取り組みの参考に供するため作成するものである。

尚、本ガイドライン（別紙1から3）については、国が定めた基準や日本社会福祉士会、千葉県社会福祉士会の方針に従い必要に応じて適宜見直すものとする。